

## 令和7年度 地域連携推進会議

令和6年度の法改正で、共同生活援助の事業者に対して、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることで、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、地域連携推進会議を開催すること及び構成員が事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました。

今回の会議では、事業所の概要や地域との連携についての情報共有や意見交換を行いました。

あわせてグループホームの見学を行い、実際に生活する入居者さんからの声や生活環境について理解を深めていただきました。



1. 日 時 令和8年2月6日（金）10時45分～11時45分
2. 場 所 社会福祉法人清流共生会 清流苑1F会議室
3. 出席者 利用者様1名、利用者ご家族様1名、地域住民1名（自治会長）、  
福祉に知見のある方1名（相談支援専門員）、法人職員3名  
市町村担当者（障害福祉課）欠席

#### 4. 会議内容

##### ① 開会の挨拶

##### ② 本日の趣旨について

地域連携推進会議の目的と内容について説明

##### ③ 活動報告及び活動予定

配布した資料に沿って、職員体制や各職員の役割説明、入居者の利用年数、生活スケジュール、各研修・避難訓練等の活動報告を説明する。

これまで活動してきた行事等の報告について写真を見ていただきながら説明する。

##### ④ 不適合報告・苦情報告

- ・不適合サービスについて詳細を報告する。

- ・服薬間違いについて報告をする。検証した結果、職員による目視確認ができていなかったことから、是正策として職員複数名による服薬確認を実施するようにしてから再発は起きていない。

##### ⑤ 質疑応答・その他

- ・家族様より

身体拘束について「どのような場合に身体拘束を行うのですか？」と質問があり、当法人は拘束を原則禁止としており、利用者の尊厳と主体性を尊重し、安易に身体拘束を行わないこと、やむを得ず身体拘束を行う場合の例外3原則を説明しお答えする。

- ・地域住民代表と家族様より

利用に関する年齢制限について「基本的に64歳までということですが、65歳になった場合退所しないといけないのですか？」との質問があり、基本的には介護保険サー

ビスに以降する年齢ですが、65歳前から入所利用している方に関しては、そのまま継続した利用が可能であること、障害の種類や身体状況等、年齢の上限なく新規入居できるケースもあることをお答えする。

また、出席者である福祉に知見のある方より所属する法人のグループホームの事例も出させていただきながら説明していただいた。

・利用者様より

「グループホームに対しての要望はありませんが、もう少し地域の方々との交流や地域行事へ参加をしていきたいです」とのご意見がある。

⑥ グループホームの見学

共同生活援助フォレスト1・2番館内の見学を行う

⑦ 次回開催時期について

半年後の8月開催予定については後程お知らせする